

「わくわく×きときとプロモーション事業委託業務」募集要項等に関する質問について

令和8年3月24日現在

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書p3	「売上金管理業務」について、「取引口座を開設し」とありますが、これは新規の口座開設が必要でしょうか？	本業務の対象となる経費を他の業務に係る経費と明確に区分して整理することができるよう、本業務専用に口座を開設していただくことを想定しています。
2	仕様書p2	物産展の開催について、「出品事業者」「出店事業者」両方の記載がございます。こちらについて、物産展は事業者の現地参加を伴う形式(出店)でしょうか？あるいは、事業者は商品のみを準備し、現地での販売を求めない形式(出品)でしょうか？	事業者の現地参加を伴う形態と、商品のみを取り扱う形態を併用した運営を想定しています。 なお、仕様書4(3)②(エ)に記載のとおり、会場区分B及びCについては、試食・試飲を含む実演販売等、県内事業者が消費者の反応を直接確認できる催事を、各会場の開催期間の半数以上行うことを要件としています。
3	仕様書p1	東京23区内の百貨店について、「受託者において～百貨店を選定すること」とありますが、これは受託者が選定すること、という文章のつながりであり、過去に受託者が物産フェアを実施した実績のある百貨店である必要はない、という文章の理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。 必ずしも受託者が物産フェアを実施した実績のある百貨店である必要はありません。
4	仕様書p2、p3	「売上に係る業務手数料」について、徴収方法の指定はあるのでしょうか？ (売上より所定の割合を手数料とするのか、参加料として最初に一定額を徴収するのか等)	徴収方法はあらかじめ指定しておりません。 仕様書4(1)⑦に記載のとおり、売上に係る業務手数料等は、施設運営者および県と協議のうえ決定することとしています。そのため、具体的な徴収方法や金額設定は、会場特性や運営内容を踏まえ、協議により決定することを想定しています。
5	仕様書p3	「県内事業者が消費者の反応を直接確認できる」との記述がありますが、これは県内事業者の参加を必ずしも求めるものでしょうか？あるいは、受託者によって催事を行った結果を後日フィードバックするという形でもよいのでしょうか？	仕様書4(3)②(エ)に基づき、会場区分B及びCについては、県内事業者が現地で参加し、消費者の反応を直接確認できる催事を行うことを要件としています。このため、受託者による催事結果の後日フィードバックのみで代替することはできません。
6	仕様書p4	フェア開催前のバイヤー招聘について、対象となるのは区分Cの百貨店催事担当者でしょうか？あるいは、区分A,Bの会場周辺百貨店バイヤーに対しても招聘を行うものでしょうか。	仕様書4(4)①(ア)に基づき、フェア開催前の招聘対象は、区分Cの百貨店催事担当者とします。